

## 北上市こども計画調査・策定支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

北上市こども計画調査・策定支援業務

### 2 業務の目的

市では現在、第2期北上市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策を推進しているところであるが、計画期間が令和6年度をもって終了することから、第3期計画は令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「北上市こども計画（以下、「こども計画」という。）」に包含して策定する。

本委託業務は、こども計画策定において必要となる市の教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の状況把握や、各種調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、計画策定委員会（外部検討会議）等の運営支援などを実施するとともに、国のこども大綱等を勘案し、こども・若者の意見を反映させたこども計画を策定するまでの一連の作業を支援することを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月19日まで

### 4 業務の留意点

こども計画は、以下の計画を包含して、こども施策についての一体的な計画として策定するものである。

- ①こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画
- ②子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ③子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村次世代育成支援行動計画
- ④子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村における子どもの貧困対策計画
- ⑤子ども・若者育成支援法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- ⑥少子化対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策
- ⑦こども未来戦略に基づく放課後児童対策を実施するための施策

策定にあたっては、次の関係法令のほか、こども基本法の規定により国が策定した「こども大綱」の内容を十分に踏まえる必要があることから、関係機関等の動向の把握に努め、その情報を市に提供すること。また、同法第11条に規定する

「こども等の意見の反映」にも留意すること。

- ・ こども基本法
- ・ 子ども・子育て関連3法
- ・ 次世代育成支援対策推進法
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・ 子ども・若者育成支援推進法
- ・ 少子化社会対策基本法
- ・ 岩手県の関連計画
- ・ 市関連計画
- ・ その他、関連法令及び通知等

## 5 スケジュール

令和6年6月	・ 各種調査実施
9月	・ 各種調査等の分析完了 ・ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (速報値)の算出
11月	・ 骨子案決定
令和7年1月	・ 素案作成
3月	・ 計画決定

※上記スケジュールは現時点の見込みであり、詳細な日程は契約時以降に市と受託者の協議の上、決定する。

## 6 委託業務内容

### (1) 基礎的なデータ及び資料の整理分析

こども・若者・子育てをめぐる施策動向、市の概要及び社会経済的特性、子ども・子育て資源の整備状況、就学前児童及び小学生の現況動向及びサービスの利用状況等について、事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

主な分析項目案は受託者と協議のうえ決定する。

### (2) こども計画策定に必要な調査の実施

こども施策の検討及びこども計画策定の基礎資料とするため、こどもの意見聴取のための調査を実施し、調査結果の集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめる。

## ア 調査内容

- (ア) 子ども・子育てニーズ調査

・子ども子育て支援法に基づく、子育て施設、各種子育て支援事業のニーズ調査（以下を対象とする）

a 就学前児童の保護者

b 小学生の保護者

(イ) 生活実態調査

・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、健康状態、生活状況、公的支援の利用状況等の調査（以下を対象とする）

c 就学前児童の保護者

d 小学生、中学生の保護者

e 生活保護世帯及びひとり親家庭の保護者

f 小学生、中学生

(ウ) 若者向け調査

・子ども・若者育成支援推進法に基づく、健康状態、生活状況、就労状況等の調査（以下を対象とする）

g 市内在住の20歳～39歳の若者

イ 調査に必要な情報の提供

委託者は、調査対象となる者の、調査に必要なデータを受託者に提供する。

ウ 集計・分析

結果報告書は、調査対象者全体の意向を把握する「全体編（単純集計）」、地域×年齢など、設問同士を掛け合わせたクロス集計分析による各層の特徴的な傾向を表した「分析編」を編纂する。

自由意見もすべて入力し、事務局と協議のうえ、回答の分類分けも行うこと。

結果報告書の取りまとめにあたっては、市民への公表も想定しているため、わかりやすい内容となるよう配慮すること。

エ 業務分担

	業務内容	発	受
調査 (準備)	・調査票原案の設計及び作成と補修正		○
	・調査票の検討及び修正指示	○	
	・調査票の確定	○	
調査 (発送)	・調査対象のサンプリングの実施	○	
	・調査対象者に関する調査に必要なデータの提供	○	
	・調査に必要な文書の印刷		○

	・調査に必要な消耗品の手配		○
	・調査に必要な文書の封入封緘(郵送費は受託者負担)		○
調査 (分析)	・回収票の整理、データ入力		○
	・自由記述回答のデータ入力および内容整理		○
	・単純集計・クロス集計の実施、分析		○
結果 報告	・調査結果報告書の作成と補修正		○
	・調査結果報告書の提出、結果報告		○

(3) 現行施策の検証及び実施状況のとりまとめ

現行計画における関連分野の施策執行状況や今後の課題・施策方針等を把握するため、「関連施策評価調査シート」を作成し、関係各課及び関係機関に対し回答を依頼し、その結果をもとに必要に応じて聞き取り調査を実施する。

「関連施策評価調査シート」の作成にあたっては受託者からシート案を提案し、委託者と十分協議のうえ、内容を決定すること。

(4) 需要量の推計・目標量の設定

前述の(2)や(3)の調査結果をもとに、教育・保育提供区域設定に関する提案・検討を実施し、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に、資料などから分析把握したサービス提供状況や見込み量、市の施策進捗状況や子ども・子育て会議の審議結果などをふまえ、計画における各種事業の目標量の設定を支援する。

(5) こども計画案骨子案の作成

これまでの調査分析結果や事業実施が設定する基準等を反映し、こども計画骨子案を作成する。

骨子案の作成にあたっては市総合計画の児童福祉施策、子育て支援施策や地方創生人口ビジョン・総合戦略の人口推計や各種目標値及び福祉関連計画、教育振興基本計画等との整合性、関連性を充分考慮し、計画全体のフレーム、基本的事項、市が目指すべきこども施策の方向性等を整理する。

(6) こども計画案素案の作成

前述(5)や条例が設定する基準等を反映し、こども計画案素案を作成する。北上市こども計画策定委員会(北上市子ども・子育て会議委員により構成)における、素案に対する検討結果等に基づき素案を補修正する。

(7) こども計画案素案に対する意見聴取

前述(6)で補修正を行った計画案素案について次の2つの手法により広く意見を聴取し、結果を計画に反映させる。

ア こども等の意見を計画案に反映させるためのイベント等の企画・運営・実施

こども基本法の第3条第3号及び第4号及び第11条を踏まえ、受託者は、こども及びその保護者、その他関係者の意見を幅広く聴取及び把握し、こども施策に反映するためのイベント等を実施する。

イ パブリックコメントの実施支援

ホームページ等を活用したパブリックコメントの実施を支援（実施アドバイス、意見への対応策の作成等）する。パブリックコメントの実施時期については、委託者と協議のうえ決定することとする。

(8) 計画案の最終調整・納品

北上市こども計画策定委員会での検討を経て、計画案の内容が確定した後、印刷原稿（印刷電子データ）を納品するものとする。成果品については後述のとおりとする。

(9) 北上市こども計画策定委員会の運営支援

北上市こども計画策定委員会（北上市子ども・子育て会議委員により構成）の開催（4回を想定）にあたり、資料の作成、必要な助言、会議運営支援を行う。

(10) 関連情報の提供

こども・若者・子育て（こども施策）に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、こども計画は国の方針を勘案しながら策定することが必要であるから、福祉関連法令が改正された際、及びこども家庭庁等の指針公表や会議が開催された際には内容の要約版を作成し、委託者へ提供するとともに適宜こども計画作成への反映を検討すること。

7 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要な資料で、市が所有しているものについてはこれを受託者に貸与する。

なお、受託者は、市より借り受けた資料は適正な管理を行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

8 成果品（市に提出するもの）

下記データを記録した電子媒体

- (1) アンケート調査結果報告書
- (2) 「北上市こども計画」
- (3) 「北上市こども計画概要版」
- (4) その他計画策定支援のために作成した資料

※データはPDF、MicrosoftWord（必要に応じてMicrosoftExcel）によるものとする。

## 9 その他

- (1) 上記の業務のほか、業務を効果的・効率的に進行するための仕様の追加提案等については、市と受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (2) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、市と受託者間で協議のうえ定めるものとする。
- (3) 受託者は、作業の方法、順序及び実施に必要な事項について事前に打合せを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務履行中の打合せは必要に応じて行う。
- (4) 計画等の成果品（写真やイラスト、グラフ等の成果品を構成する各要素も含む）は、市に帰属し、市の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。
- (5) 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、又は本委託の目的以外に使用してはならない。